

2019年8月30日

学生各位

学生支援課（学生支援担当）

令和元年8月の前線に伴う大雨による災害に係る  
日本学生支援機構奨学生の募集について

このたび、令和元年8月の前線に伴う大雨の被害に関して「災害救助法適用地域世帯」及び「その近隣世帯」の学生に対し、日本学生支援機構から緊急採用（第一種奨学金）・応急採用（第二種奨学金）の募集について連絡がありましたので、下記のとおり申込みを受け付けます。

記

1. 災害救助法適用地域

【佐賀県】 佐賀市・唐津市・鳥栖市・多久市・伊万里市・武雄市・鹿島市  
小城市・嬉野市・神崎市・神崎郡吉野ヶ里町・三養基郡基山町  
三養基群上峰町・三養基群みやき町・東松浦郡玄海町  
西松浦郡有田町・杵島群大町町・杵島群江北町・杵島群白石町  
藤津郡太良町

2. 適用地域の準用

災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生及び同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱います。

申込方法等の詳細については、学生支援課（学生支援担当）まで問い合わせてください。

以 上